

熊本県公報

第 1 2 6 4 8 号
平成 29 年 8 月 18 日 (金)
(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定について…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定について…………… (") 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止について…………… (") 4
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の変更について…………… (") 4
- 造成宅地防災区域の指定について…………… (建築課) 5
- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定自立支援医療機関 (育成医療 ・ 更生医療) の指定の辞退… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定自立支援医療機関 (育成医療 ・ 更生医療) の変更の届出… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定自立支援医療機関 (育成医療 ・ 更生医療) の指定の更新… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく指定自立支援医療機関 (育成医療 ・ 更生医療) の指定…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
 基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用開始…………… (") 7

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 8
- 換地処分…………… (農地整備課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (商工振興金融課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出について…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11

登 載 依 頼

- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借
 入れに係る落札者の決定…………… (教育政策課) 11
- 指定講習機関の名称変更…………… (警察本部運転免許課) 12
- 運転免許取得者教育認定を受けた自動車教習所の名称変更…………… (") 12
- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 13

告 示

熊本県告示第 7 4 0 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機
関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人明朋会 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	通所介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	平成 2 9 年 6 月 2 9 日

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人明朋会 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	通所介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	平成 2 9 年 6 月 2 9 日

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人明朋会 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	訪問介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	平成 2 9 年 6 月 2 9 日

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人明朋会 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	訪問介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	平成 2 9 年 6 月 2 9 日

(居宅介護支援事業者)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人明朋会 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 7	居宅介護支援事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	平成 2 9 年 6 月 2 9 日

熊本県告示第 7 4 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 9 月 1 日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 9 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 9 月 1 日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 9 月 1 日

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
(短期入所療養介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
(介護予防訪問看護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
医療法人外山胃腸病院 人吉市南泉田町 1 番地	医療法人外山胃腸病院 人吉市南泉田町 1	平成 2 9 年 5 月 2 日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本医院 葦北郡芦北町湯浦 2 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日
(認知症対応型共同生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺 1 7 7 1 番地	みんなの家 球磨郡相良村大字柳瀬 9 7 3 番地	平成 2 9 年 5 月 2 6 日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺 1 7 7 1 番地	みんなの家 球磨郡相良村大字柳瀬 9 7 3 番地	平成 2 9 年 5 月 2 6 日
(訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社中央タクシー 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	中央ケアセンター 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	平成 2 9 年 7 月 5 日
(特定福祉用具販売)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社中央タクシー 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	中央ケアセンター 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	平成 2 9 年 7 月 5 日
(特定介護予防福祉用具販売)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社中央タクシー 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	中央ケアセンター 球磨郡あさぎり町免田東 1 7 1 9 - 3	平成 2 9 年 7 月 5 日
(居宅介護支援事業者)		

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コヴェント・ガーデン 阿蘇郡高森町大字高森 1 9 9 0 - 1	居宅介護支援事業所つくし 阿蘇郡高森町高森 2 1 5 1 - 1	平成 2 9 年 6 月 1 2 日

熊本県告示第 7 4 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本小児科内科医院 葦北郡芦北町大字湯浦 2 1 8 - 3	平成 2 2 年 6 月 3 0 日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本小児科内科医院 葦北郡芦北町大字湯浦 2 1 8 - 3	平成 2 2 年 6 月 3 0 日

(訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
森 健一郎 葦北郡芦北町湯浦 4 1 2 番地 2	竹本小児科内科医院 葦北郡芦北町大字湯浦 2 1 8 - 3	平成 2 2 年 6 月 3 0 日

熊本県告示第 7 4 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ファーコス 東京都千代田区神田 練堀町 6 8 番地 1 ムラタヤビル 2 階	ファーコス薬局ゆう 阿蘇郡小国町大字宮 原 1 7 4 8 - 5	事業所の名称		平成 2 9 年 7 月 1 日
		ゆう薬局	ファーコス 薬局ゆう	

(居宅介護支援事業者)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社祐将 上益城郡益城町広崎 7 5 8 番地 グラー スキャトル 1 0 2	介護保険サービスセ ンターくましき 上益城郡益城町広崎 7 5 8 番地 グラー スキャトル 1 0 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 4 月 1 日
		上益城郡益城町大 字広崎 3 9 4 - 1	上益城郡益城町広崎 7 5 8 番地 グラー スキャトル	

			ヤトル 1 0 2	
(訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 3 5 番地 2	訪問看護ステーション向春苑 八代市揚町 3 5 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 5 月 1 日
		八代市大福寺町 2 4 1 1 - 3	八代市揚町 3 5 番地 2	
(介護予防訪問看護)				
社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 3 5 番地 2	訪問看護ステーション向春苑 八代市揚町 3 5 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 5 月 1 日
		八代市大福寺町 2 4 1 1 - 3	八代市揚町 3 5 番地 2	

熊本県告示第 7 4 4 号

宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

杉木地区造成宅地防災区域

上益城郡山都町大字杉木字竹ノ脇 5 3 3 番 2、5 3 5 番 1（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 4 5 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
整形外科	永田 武大	熊本県こども総合療育センター 宇城市松橋町豊福 2 9 0 0 番地	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
循環器内科	黒川 博文	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町 1 丁目 2 番 1 号	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
眼科	後藤 信祐	佐藤眼科・内科 荒尾市荒尾 4 1 6 0 番地 2 7 0	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
内科	坂梨 剛史	医療法人坂梨ハート会坂梨ハートクリニック 阿蘇市小里 2 4 9 番地の 2	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
内科	坂梨 淳子	医療法人坂梨ハート会坂梨ハートクリニック 阿蘇市小里 2 4 9 番地の 2	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
内科	齋藤 美緒	医療法人社団永寿会天草第一病院 天草市今釜新町 3 4 1 3 番地の 6	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
内科、神経内科	田中 由也	医療法人八代桜十字桜十字八代病院 八代市通町 8 番 9 号	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
整形外科	平山 雄大	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
整形外科	大平 修	医療法人洗心会荒尾中央病院 荒尾市増永 1 5 4 4 番地 1	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
循環器内科	松山 公士	医療法人洗心会荒尾中央病院 荒尾市増永 1 5 4 4 番地 1	平成 2 9 年 7 月 2 8 日
小児外科	猪股 裕紀洋	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院 八代市竹原町 1 6 7 0 番地	平成 2 9 年 4 月 1 日
整形外科	瀬井 章	医療法人荒瀬会荒瀬病院 上益城郡甲佐町緑町 3 3 1 番地	平成 2 5 年 4 月 1 日
整形外科	竹村 健一	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 7 4 6 号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
ひまわり薬局 荒尾市原万田 4 6 0 番地 2	平成 2 8 年 9 月 1 5 日

熊本県告示第 7 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション 3 r d H a n d	医療機関の所在地	人吉市老神町 3 1 番地	人吉市中青井町 3 0 7 番地 6	平成 2 6 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 7 4 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ひご薬局西間店 人吉市西間上町 2 5 8 2 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日
たんぼぼ薬局 荒尾市宮内 5 7 0 番地 3	平成 2 9 年 8 月 1 日
なのはな薬局 荒尾市一部 9 0 5 番地 8	平成 2 9 年 8 月 1 日
公立玉名中央病院訪問看護ステーション 玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 4 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院 八代市竹原町 1 6 7 0 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日
そよ風薬局嘉島店 上益城郡嘉島町上島 2 4 9 6 番地 1	平成 2 9 年 8 月 1 日
チューリップ薬局 上益城郡益城町広崎 1 0 3 8 番地 9	平成 2 9 年 8 月 1 日
株式会社高階誠心堂薬局たらぎ店 球磨郡多良木町多良木 2 6 6 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日
海浜総合薬局 天草市久玉町 5 7 0 4 番地 5	平成 2 9 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 5 0 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西 1 2 6 8 番 5 地先から 同所 1 2 6 8 番 4 地先まで	前	3.6 ～ 7.0	14.0	災害復旧
			後	9.8 ～ 27.4		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 8 月 18 日

熊本県告示第 7 5 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホーム荒神町八代市本町 4 丁目 3 - 1 8	社会福祉法人八代愛育会 八代市二見本町 2 4 0 番地 古田 利成	共同生活援助	平成 29 年 8 月 9 日

熊本県告示第 7 5 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字丸山字村上 2 1 4 1 番 2 地先から 同所 2 1 4 1 番 2 地先まで	15.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 29 年 8 月 18 日

熊本県告示第 7 5 3 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡玉東町大字原倉字畑 1 6 4 6 番 1 地先から 同所 1 6 8 3 番 4 地先まで	83.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 8 月 2 4 日

公 告

熊本県公告第 4 6 1 号

山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町尾崎 1 5 3 7 番地
理事	中村 正隼	球磨郡錦町大字木上北 1 5 8 5 番地
理事	五條 近司	球磨郡錦町大字木上東 4 番地 1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 2 7 2 番地
理事	久保 良國	球磨郡多良木町大字多良木 4 6 2 0 番地
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵 2 9 5 6 番地
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵 2 6 6 3 番地
理事	田原 修一	球磨郡あさぎり町深田北 1 0 8 6 番地
理事	吉津川 正記	球磨郡あさぎり町深田西 1 8 0 8 番地 2 7
理事	一瀬 清一	球磨郡相良村大字川辺 1 8 5 番地 6
理事	上村 正通	球磨郡山江村大字山田丙 5 9 6 番地
理事	犬童 正春	球磨郡山江村大字山田乙 1 4 8 0 番地
理事	松岡 正隼	球磨郡山江村大字山田丙 2 3 0 1 番地
理事	森本 完一	人吉市下青井町 2 8 番地 6
理事	吉瀬 浩一	球磨郡錦町大字一武 1 0 6 7 番地
理事	愛甲 一典	球磨郡多良木町大字黒肥地 1 5 4 4 番地 1 0
理事	徳田 正臣	球磨郡あさぎり町須恵 5 8 7 1 番地
理事	内山川 慶治	球磨郡相良村大字柳瀬 5 0 番地
理事	三原 時則	球磨郡山江村大字山田乙 5 0 3 番地
理事	桑原 毅	球磨郡山江村大字山田丁 9 8 9 番地 の 1
理事	古里 道明	球磨郡あさぎり町須恵 6 番地
理事		球磨郡錦町大字西 3 3 9 番地
就任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町尾崎 1 5 3 7 番地
理事	中村 正隼	球磨郡錦町大字木上北 1 5 8 5 番地
理事	五條 近司	球磨郡錦町大字木上東 4 番地 1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 2 7 2 番地
理事	甲斐 憲吾	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 0 8 0 番地 2 9
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵 2 9 5 6 番地
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵 2 6 6 3 番地
理事	田原 修一	球磨郡あさぎり町深田北 1 0 8 6 番地
理事	吉津川 正記	球磨郡あさぎり町深田西 1 8 0 8 番地 2 7
理事	一瀬 清一	球磨郡相良村大字川辺 1 8 5 番地 6
理事	上村 正通	球磨郡山江村大字山田丙 5 9 6 番地
理事	犬童 正春	球磨郡山江村大字山田乙 1 4 8 0 番地
理事	松岡 正隼	球磨郡山江村大字山田丙 2 3 0 1 番地
理事	森本 完一	人吉市下青井町 2 8 番地 6
理事	吉瀬 浩一	球磨郡錦町大字一武 1 0 6 7 番地
理事	愛甲 一典	球磨郡多良木町大字黒肥地 1 5 4 4 番地 1 0
理事	徳田 正臣	球磨郡あさぎり町須恵 5 8 7 1 番地
理事	内山川 慶治	球磨郡相良村大字柳瀬 5 0 番地
理事	三原 時則	球磨郡山江村大字山田乙 5 0 3 番地
理事	桑原 毅	球磨郡山江村大字山田丁 9 8 9 番地 の 1
理事	古里 道明	球磨郡あさぎり町須恵 6 番地
理事		球磨郡錦町大字西 3 3 9 番地

熊本県公告第 4 6 2 号

県営坂梨・古城地区（畑ヶ田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 4 6 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル八代店
八代市新開町 3 号 3 番 2 5 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 - (3) 変更の年月日
平成 2 9 年 6 月 1 9 日
- 3 届出年月日
平成 2 9 年 7 月 2 6 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成 2 9 年 8 月 1 8 日から平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日まで

熊本県公告第 4 6 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル宇土店
宇土市善道寺町綾織 2 2 - 1 他 1 4 筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 - (3) 変更の年月日
平成 2 9 年 6 月 1 9 日
- 3 届出年月日
平成 2 9 年 7 月 2 6 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局振興課
平成 2 9 年 8 月 1 8 日から平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日まで

熊本県公告第 4 6 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル大津店
菊池郡大津町大字室字北出口 1 3 9 9 番外 1 4 筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
 (3) 変更の年月日
 平成 29 年 6 月 19 日

3 届出年月日

平成 29 年 7 月 26 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局振興課

平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 4 6 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ菊池店

熊本県菊池市西寺 1 8 0 7 番地 外 6 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社西日本総合リース 代表取締役 古賀 義人

(変更後) 株式会社西日本総合リース 代表取締役 小野 武彦

(2) 変更の年月日

平成 29 年 6 月 20 日

3 届出年月日

平成 29 年 7 月 21 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局振興課

平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 4 6 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ荒尾店

荒尾市原万田字御馬給 6 6 2 番 1 外 1 8 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーズデンキ荒尾本店

(変更後) ケーズデンキ荒尾店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤 修一

(変更後) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤 修一

(変更後) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一

3 変更の年月日

2 の (1) 平成 25 年 10 月 5 日 2 の (2) 平成 23 年 6 月 9 日

2 の (3) 平成 23 年 6 月 9 日

4 届出年月日

平成 29 年 7 月 21 日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局振興課

平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 4 6 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり

公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ山鹿店
山鹿市山鹿字黒田 7 1 3
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	加藤	修一
(変更後)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	坂下	陽一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	加藤	修一
(変更後)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	坂下	陽一
 - (3) 変更の年月日
平成 23 年 6 月 9 日
- 3 届出年月日
平成 29 年 7 月 21 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局振興課
平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 469 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ八代店
八代市横手町源代 1 1 5 2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	加藤	修一
(変更後)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	坂下	陽一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	加藤	修一
(変更後)	株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役	坂下	陽一
 - (3) 変更の年月日
平成 23 年 6 月 9 日
- 3 届出年月日
平成 29 年 7 月 21 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 12 月 18 日まで

熊本県公告第 470 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市原万田字八反田 6 0 0 番 1、同 6 0 1 番 4 及び同 6 0 1 番 6
1, 990.96 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区徳王一丁目 18 番 13 号
西川 司

登 載 依 頼

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
ア 教育用コンピュータ 2 8 2 セット
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 8 6 2 - 8 6 0 9 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 9 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所
NEC キャピタルソリューション株式会社熊本営業所
熊本市中央区水道町 8 - 6
- 5 落札金額
月額 1, 0 9 2, 9 6 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 8 0, 9 6 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 2 9 年 5 月 2 6 日

熊本県公安委員会告示第 1 4 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社熊本自動車教習所 熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号 永田 佳子	熊本ドライビングスクール 熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号	取消処分者講習 初心運転者講習	名称	株式会社 K D S 熊本ドライビングスクール	平成 29 年 5 月 17 日
株式会社菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地 永田 佳子	菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地	取消処分者講習 初心運転者講習	名称	株式会社 K D S 菊池自動車学校	平成 29 年 5 月 17 日

熊本県公安委員会告示第 1 5 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社熊本自動車教習所 熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号 永田 佳子	熊本ドライビングスクール 熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号	名称	株式会社 K D S 熊本ドライビングスクール	平成 29 年 5 月 17 日
株式会社菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地 永田 佳子	菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地	名称	株式会社 K D S 菊池自動車学校	平成 29 年 5 月 17 日

熊本県いじめ防止対策審議会公告第 1 号

平成 29 年度第 1 回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 29 年 8 月 18 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 開催日時
平成 29 年 8 月 29 日（火）
午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
- 2 開催場所
水前寺共済会館 1 階「芙蓉」
- 3 議題
 - (1) 会長選出
 - (2) 諮問
「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を受けた県教育委員会の対応について」
 - (3) 審議
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10 人を超える場合は、会議開始 10 分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(3) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 2 0)